

**科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領  
新旧対照表**

No.	条文等	様式名等	改正内容（改正前）	改正内容（改正後）
科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領				
-1		目次	(一例) 様式第 3 委任状…………… 40	(一例) 様式第 3 委任状…………… 42
0	第 16、大 項目・中 項目一 覧表	※様式名称省略 様式第 1、 2、5、12 -2、14- 2、16、1 7、43	別シート「231002_要領(インボイス影響額)」参照	別シート「231002_要領(インボイス影響額)」参照

No.	条文等	様式名等	改正内容（改正前）	改正内容（改正後）
1	本文後の「大項目・中項目一覧表（競争的研究費以外の場合）」		<p>一般管理費率は、一般競争入札の場合には、委託先の規程と契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率とを比較し、いずれか低い率を上限として適用する。上記以外の場合には、委託先の規程と10%を比較して、いずれか低い方、又は規程がない場合は契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方を適用する。</p>	<p>一般管理費率は、一般競争入札の場合には、委託先の規程と契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率とを比較し、いずれか低い率を上限として適用する。<b>委託先の規程がない場合は、契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方を適用する。</b>上記以外の場合には、委託先の規程と10%を比較して、いずれか低い方、又は規程がない場合は契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方を適用する。</p>
2		様式第1委託契約書	<p>（個人情報の取扱い） 第41条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、略</p>	<p>（個人情報の取扱い） 第41条 乙は、<b>甲から預託を受けた個人情報甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報</b>（生存する個人に関する情報であつて、略</p>

No.	条文等	様式名等	改正内容（改正前）	改正内容（改正後）
3		様式第1 委託契約書  別紙 委託業務の再委託に関する特約条項	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(業務の範囲) 第2条 再委託は、委託契約書第1条第2号に定める委託業務の目的及び内容の範囲を超えてはならない。</p> <p>(業務の実施) 第3条 再委託は、第4条及び第5条に規定する場合を除き、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領を準用するものとする。</p> <p>(報告書等) 第4条 乙は、甲の要求があったときは、委託契約書第11条に定める委託業務中間報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。 2 乙は、委託契約書第12条から第15条に定める委託業務年度末報告書、委託業務廃止報告書、委託業務完了届及び委託業務実績報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。 3 乙は、委託契約書第21条に定める委託業務成果報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。</p> <p>(再委託契約書の締結) 第5条 再委託の実施にあたっては、乙と再委託先との間で委託契約書を締結しなければならない。 2 当該委託契約書においては、第3条に基づき、第4条を踏まえたものとする。</p> <p>以上</p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(業務の範囲) 第2条 再委託は、委託契約書第1条第2号に定める委託業務の目的及び内容の範囲を超えてはならない。</p> <p>(業務の実施) 第3条 再委託は、第4条及び第6条に規定する場合を除き、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領を準用するものとする。</p> <p>(個人情報の取扱い) 第4条 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を、委託契約書第7条第1項により事前に申請し、承認を得なければならない。 2 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、委託契約書第41条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>(報告書等) 第5条 乙は、甲の要求があったときは、委託契約書第11条に定める委託業務中間報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。 2 乙は、委託契約書第12条から第15条に定める委託業務年度末報告書、委託業務廃止報告書、委託業務完了届及び委託業務実績報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。 3 乙は、委託契約書第21条に定める委託業務成果報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。</p> <p>(再委託契約書の締結) 第6条 再委託の実施にあたっては、乙と再委託先との間で委託契約書を締結しなければならない。 2 当該委託契約書においては、第3条に基づき、第5条を踏まえたものとする。</p> <p>以上</p>
4		様式第2 業務計画書	<p>一般管理費</p> <p>合計 32</p>	<p>一般管理費</p> <p>合計 32</p>

No.	条文等	様式名等	改正内容（改正前）	改正内容（改正後）
5		様式第2 業務計画書		体裁修正
6		様式第2 業務計画書		体裁修正
7		様式第12-1 委託業務廃止報告書 別紙ホ 様式第12-2 委託業務廃止報告書 別紙ホ 様式第14-1 委託業務実績報告書 別紙二 様式第14-2 委託業務実績報告書 別紙二	試作品一覧 ～略～ (作成要領) 1. 試作品の計上について 複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。 2. 製造又は取得価格について 据付費及び付帯経費は除く。	試作品・試作品構成物一覧 ～略～ (作成要領) 1. 試作品の計上について <del>複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、</del> 複数の部品により一の資産を構成する場合には、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。 2. 製造又は取得価格について 据付費及び付帯経費は除く。
8		様式第12-1 委託業務廃止報告書 様式第12-2 委託業務廃止報告書	記 1. ～4. 略 5. 試作品一覧表（別紙ホ）	記 1. ～4. 略 5. 試作品・試作品構成物一覧表（別紙ホ）
9		様式第14-1 委託業務実績報告書 様式第14-2 委託業務実績報告書	記 1. ～3. 略 5. 試作品一覧表（別紙二）	記 1. ～3. 略 5. 試作品・試作品構成物一覧表（別紙二）
10		様式第12-1 委託業務廃止報告書 別紙ロ		体裁修正
11		様式第14-1 委託業務実績報告書 別紙イ		体裁修正